

青少年育成推進本部及び規制改革推進本部の廃止について

〔平成22年3月30日
閣議決定〕

- 1 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）の施行（平成22年4月1日）により内閣府に子ども・若者育成支援推進本部（以下「新本部」という。）が設置されることに伴い、平成15年6月10日の閣議決定により設置された青少年育成推進本部（以下「旧本部」という。）は、これを廃止し、これまで旧本部が決定した事項については、新本部に引き継がれるものとする。
- 2 平成19年1月23日の閣議決定により設置された規制改革推進本部は、これを廃止する。
- 3 以上の措置は、平成22年4月1日から実施する。